

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規程

(事業の目的)

第1条

この規定は、医療法人桃花会が開設する、いちのみや訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自治る下日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護等においては、要介護者等の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定訪問看護等の提供に当たっては、医師の指示並びに訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 4 指定訪問看護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人桃花会
いちのみや訪問看護ステーション
- 2 所在地 山梨県笛吹市一宮町坪井1737-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条

ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 保健師又は看護師 1名（常勤）
管理者は、従業者の管理、指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理と一元的に行う。

- 2 看護師等 看護師 3名以上 (管理者を含む)
看護師等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書・報告書を作成、利用者又はその家族に説明する。
看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たる。
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 1名以上
訪問看護計画書に基づき、リハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日とする。
但し、12月29日から1月3日までと日曜・祝日を除く。
- 2 営業時間 月曜日～金曜日 8:30 ~ 17:30
土曜日 8:30 ~ 12:45
- 3 電話等により、24時間常時連絡対応が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条

- 1 訪問看護の内容は次の通りとする。
 - ① 病状、障害の観察
 - ② 清拭、洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 褥創の予防、処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ 緊急時訪問看護
 - ⑪ 特別管理体制による訪問看護
 - ⑫ その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は、**当事業所より10Km圏内**で、笛吹市、山梨市(牧丘町、三富地区は除く)、甲州市(勝沼町のみ)、甲府市(甲運地区:横根町、桜井町、川田町、和戸町)その他、エリア外は要相談とする

(利用料その他の費用の額)

第8条

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスについては利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。
- 2 利用者の希望により第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費については、その実費を徴収するものとする。自動車利用の場合、通常の事業実施地域までは無料。通常の事業の実施地域を越えた地点から、170円とする。
- 3 死後の処置料は、16,500円とする。
- 4 費用の支払いを伴うサービスの提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第9条

提供した指定訪問看護に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他の措置を講ずる。

(緊急時における対処方法)

第10条

- 1 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、当該利用者に係わる指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の内容及び対応内容を記録する。
- 2 利用者に対する指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに対応する。
- 3 事故が発生した場合はその原因を解明し、再発防止の対策を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第12条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止・対応)

第13条

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(感染症の予防及び蔓延防止)

第14条

- 1 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
 - (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第15条

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他の事項)

第16条

- 1 「訪問看護ステーション」の看護師等は、身分を証する書類を携帯し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。
- 2 看護師等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなったあとにおいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者に係わるサービス担当者会議等において、利用者及びその家族に対する介護サービス提供に必要な範囲で、利用者及び家族の個人情報を用いることに対して、あらかじめ書面をもって同意を得るものとする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人桃花会と「訪問看護ステーション」管理者との協議に基づいて定めることとする。

付則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

改訂	平成14年	6月	1日
改訂	平成15年	10月	1日
改訂	平成17年	9月	1日
改訂	平成18年	4月	1日
改訂	平成19年	6月	16日
改訂	平成21年	4月	1日
改訂	平成24年	1月	1日
改訂	平成25年	4月	1日
改訂	平成26年	4月	1日
改訂	平成27年	8月	1日
改訂	令和6年	4月	1日